

尼崎市
子どものための
権利擁護委員会
活動報告書
【令和6年度実績】

令和7年(2025年)11月
尼崎市子どものための権利擁護委員会
(あまっこけんりまもりたい)

目次

はじめに	2
子どもの権利について	3
子どものための権利擁護委員会とは	4
令和6年度 相談受付実績	5
令和6年度 相談事例	7
令和6年度 活動実績	9
みなさんへ伝えたいこと	12

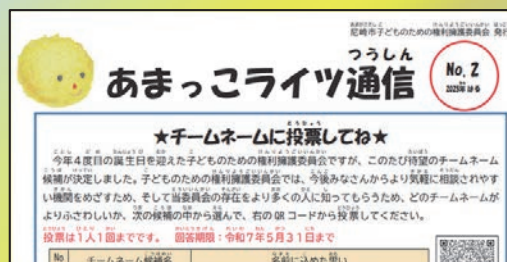


★子どものための権利擁護委員会のチームネームが決まりました★

令和3年4月に設置された当委員会について、より気軽に相談しやすい機関を目指すため、またより多くの方に知ってもらうため、誰もがわかりやすく親しみをもって呼べる当委員会のチームネームを決めることにしました。市報・ホームページ等での募集に加え、子どもたちの意見表明を支援する会議「言うてええねん会議」でも、子どもたちにたくさんの案をあげてもらい、白熱した話し合いの結果、最終的に会議内で3案に絞り込みました。



その後、当委員会が発行している「あまっこライツ通信」やホームページに投票QRコードを掲載し、市内在住・在学・在勤・子ども施設に在籍する子どもたちにウェブ上で投票してもらいました。



そして、みなさんの投票により待望のチームネームが決定しました。

『あまっこけんりまもりたい』です。尼崎の子どもたちの権利をまもるために、今後も活動を続けていきます。

1 はじめに



ごあいさつ

私たちの活動は、令和3年度から始まり、5年目となりました。今年も、令和6年度の活動報告書をお届けいたします。

令和6年度は、委員3名（専門委員を含めると4名）、相談員4名となり、それまでと比べて充実した体制となりました。日々、子どもからLINEや電話で相談を受け、子ども本人と面談するなどして、その気持ちを聴いています。子ども本人との面談後には、教育機関等に出向き、子どもの声を代弁しながら、子どもが自分で安心して権利行使できる環境を整えるよう促しています。

子どもが自分で言いたいという意向であれば、私たちは、その機会が実現するよう調整しますし、他方で、子どもに対する権利侵害が認められると考える場合には、それを是正するよう、私たちが意見表明することもあります。

私たちの活動基盤は、子どもの権利条約にあり、特に同条約第12条の「意見を聴かれる子どもの権利」を中核に据えて活動しています。子どもが自分に関わる課題を自ら解決することができるようにサポートするのが、私たちの基本的なスタンスとなります。もっとも、相談に来る子どもの中には、心理的にかなり辛い状態である場合もあります。この場合、本人の解決の主体性を奪わないように、本人と一緒に悩みながら、ともに解決策を考えるようにしています。

この活動をしていると、子どもが自分の意見を形成し、自分の意見を表明し、その意見をもとに他者に働きかけていくプロセスに立ち会うことの奥深さを知ります。

私たちには、子どもに関わる団体や機関が、子どもの権利擁護の基盤に立脚した活動ができているかをモニタリングしたり、地域に向けて子どもの権利の啓発活動をしたりする役割もあります。私たちは、社会や地域全体のみならず、家庭にも、「子どもの権利保障の実践こそが、子どもがよりよく成長していくための土台であり、持続可能な社会を作るための礎となること」を、今後も継続的に発信していきます。

尼崎市子どものための権利擁護委員会
委員長 曾我智史



<委員名簿>

	氏 名	職 種	委嘱期間
委 員 長	曾我 智史	弁護士・社会福祉士	令和3年4月1日～令和9年3月31日
副委員長	吉池 毅志	大学准教授・精神保健福祉士	令和4年10月1日～令和9年3月31日
委 員	古川 知子	臨床心理士	令和6年4月1日～令和9年3月31日
専門委員	幾田 喜憲	元 小学校校長	令和3年4月1日～令和9年3月31日



2 子どもの権利について

■ 児童(子ども)の権利に関する条約

児童(子ども)の権利に関する条約は、子ども(18歳未満)を権利を持つ主体と位置付け、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。この条約には4つの原則があり、条約で定められた権利を考えると、常に合わせて考えることが大切です。この条約は、平成元年(1989年)の国連総会で採択され、平成2年(1990年)に発効し、日本は平成6年(1994年)に批准(※確認し、同意すること)しました。

4つの原則

なんでやねん！

差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます

それがええねん！

子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます

おってええねん！

命を守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます

言うてええねん！

意見を表明し参加できること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します

主な権利

生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること

育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

守られる権利

紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること

参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

■ 尼崎市子どもの育ち支援条例

児童(子ども)の権利に関する条約の精神にのっとり、次の基本理念のもと、子どもの人権を尊重することを基本とした尼崎市子どもの育ち支援条例を平成21年(2009年)に制定しました。



子どもにとって
の最善の利益
を考える

子どもの主体
性をはぐくむ

大人が協力して
子どもが健やか
に育つ環境を
つくる

福祉、保健、
教育分野など
が連携する

3 子どものための権利擁護委員会とは

■ 設置の背景

体罰事案などの子どもの権利が著しく侵害される重大な事案が発生したことから、令和3年4月に尼崎市子どもの育ち支援条例を改正し、子どもの権利をしっかりと守るための仕組みを作ることとしました。

■ 位置付け

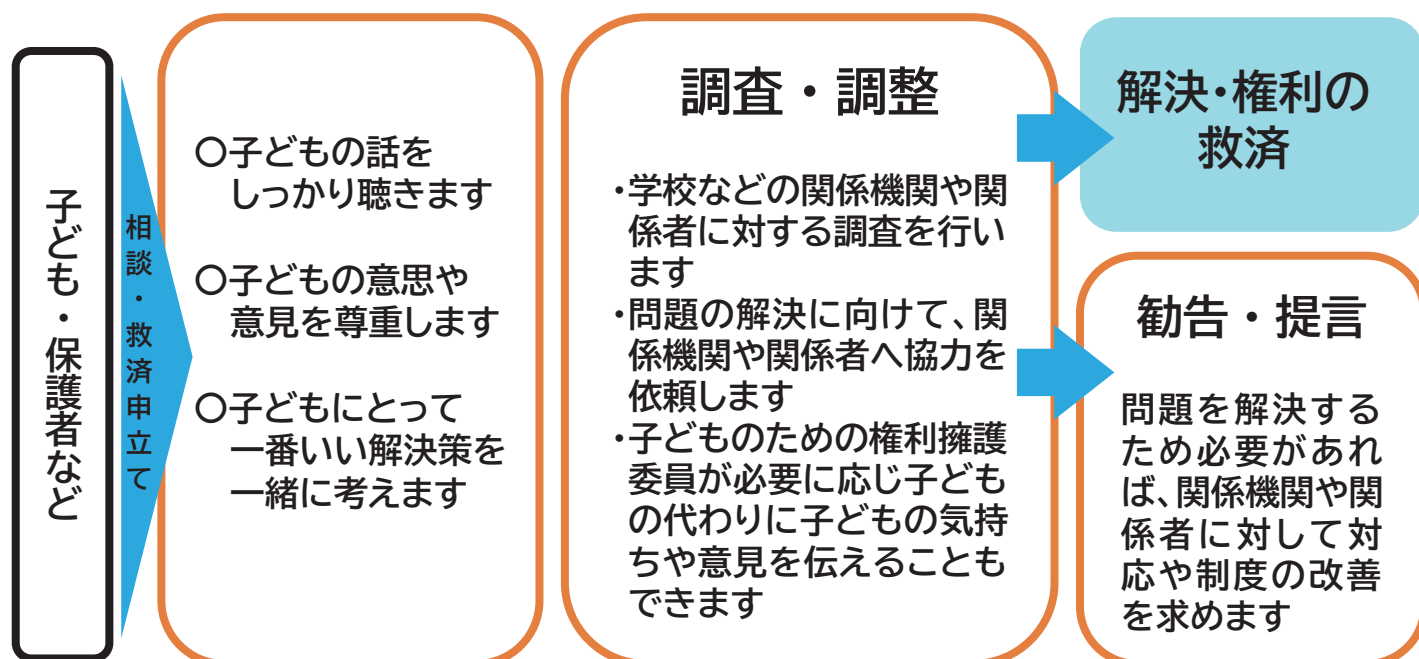


子どものための権利擁護委員会

子どもを取り巻く関係機関

- 1 位置付け 尼崎市子どもの育ち支援条例第23条に基づき、子どもの人権擁護の事項に関して調査審議を行う独立性と専門性を有する機関
- 2 委員会の組織
 - 委員 子どもの人権擁護について専門的な知識経験を有する者
 - 専門委員 専門の事項を調査させるため専門的な知識経験を有する者
 - 相談員 相談窓口における子どもの人権擁護に係る相談員
- 3 機能 ① 調査・調整機能 ② 提言機能 ③ 広報・研修機能
- 4 開設日 令和3年4月1日(※相談受付開始は令和3年7月1日から)

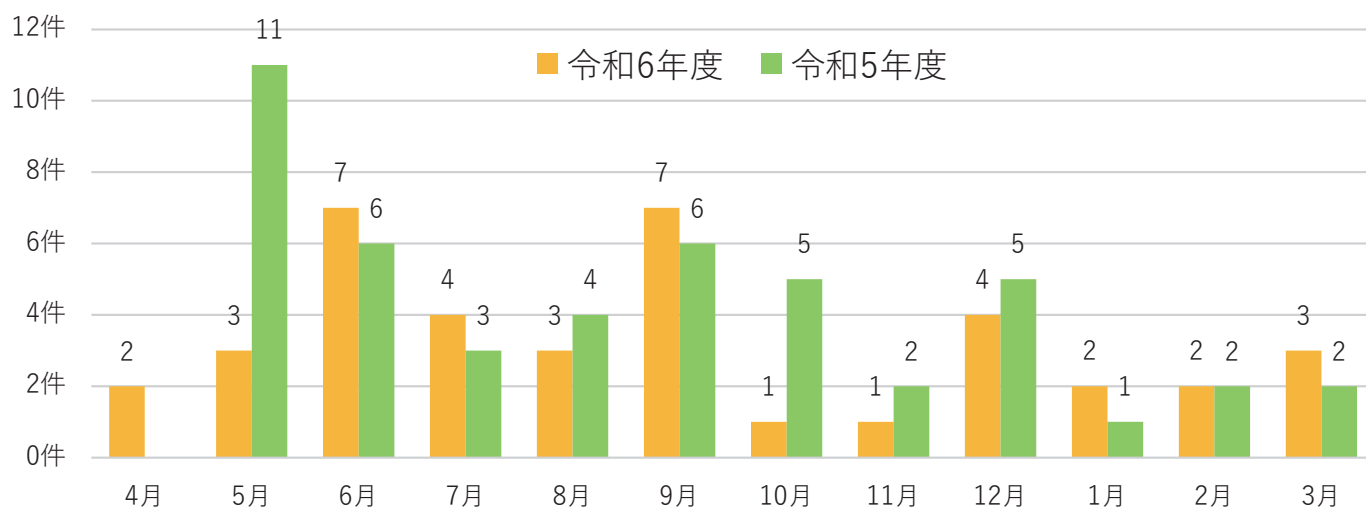
■ 相談・救済の流れ



4 令和6年度 相談受付実績

グラフ1

相談件数

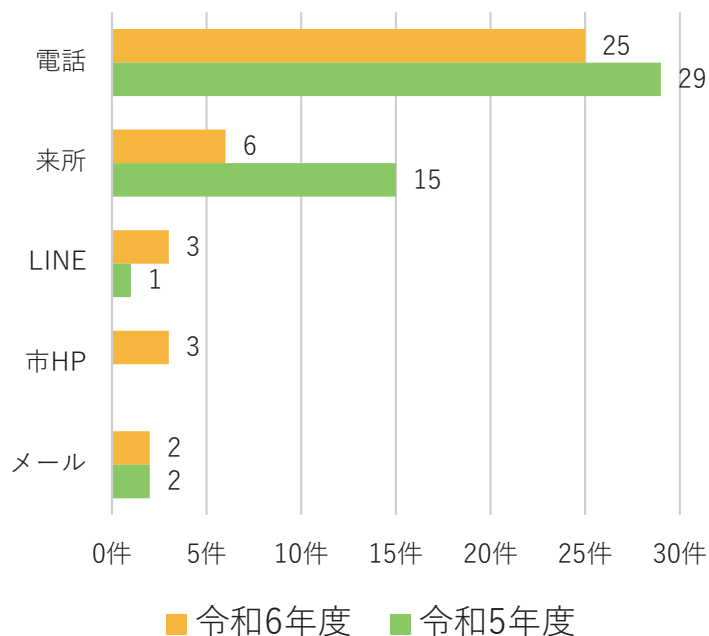


令和6年度の相談受付件数は、合計**39件**でした。(令和5年度47件)

月別にみると、GW翌月の6月や夏休み明けの9月に比較的多く相談が来ています。

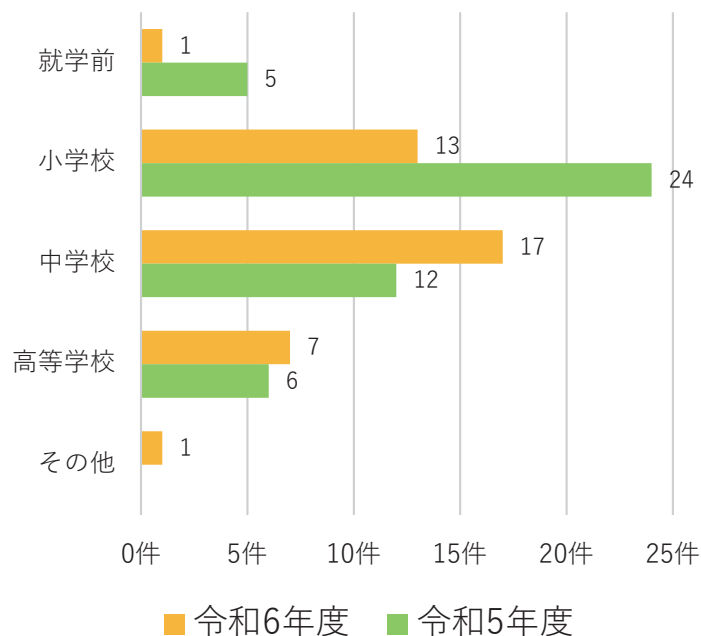
グラフ2

どんな方法で相談を受けた？



グラフ3

子どもの年代は？



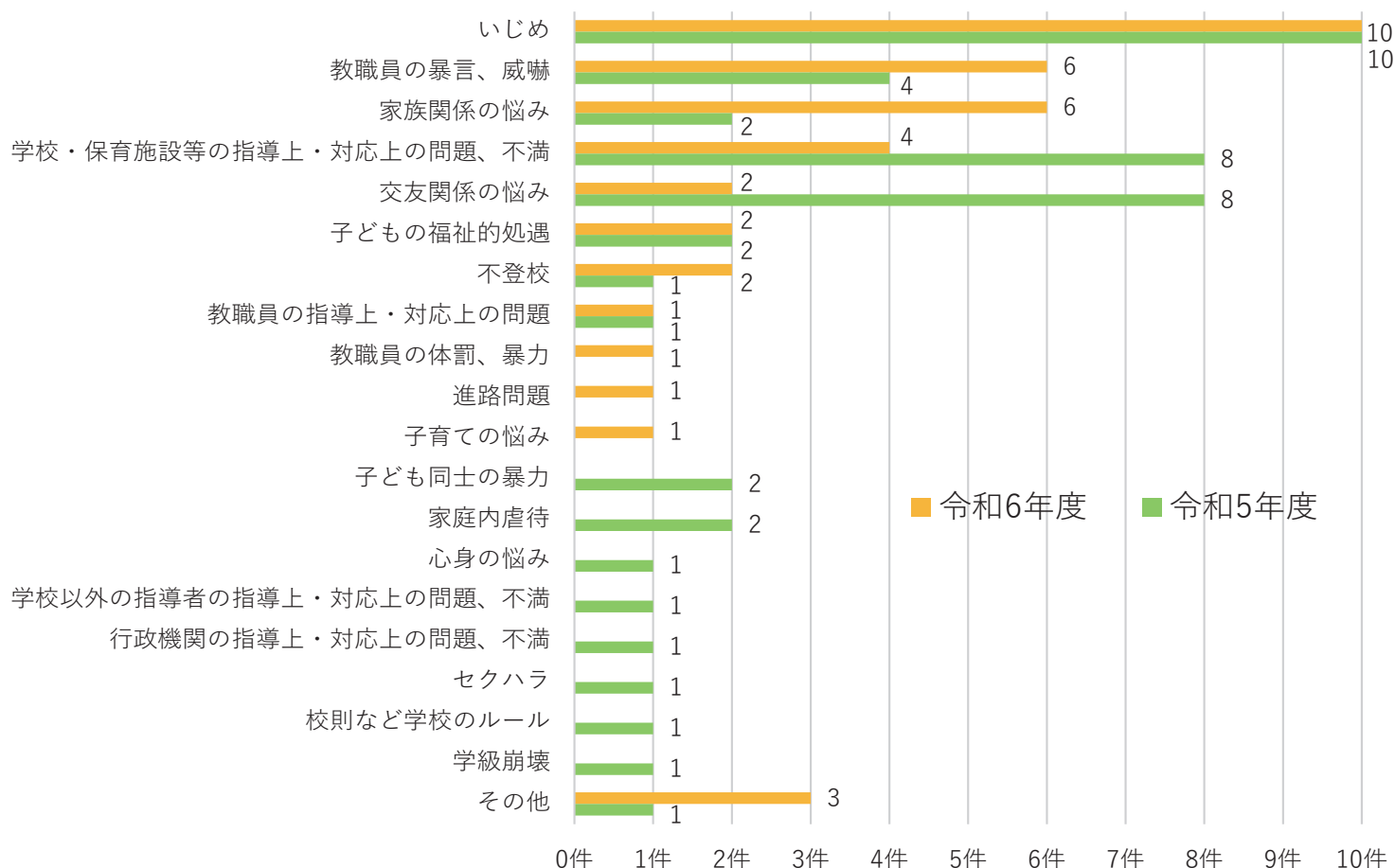
電話での受付が**25件**と最も多く、直接来所が6件、LINEが3件、市HP相談フォームが3件、メールが2件でした。

相談対象の子どもの年代は、**中学生が17件**で最も多く、小学生が13件、高校生が7件と続きます。

※「その他」は、社会人や無職

グラフ 4

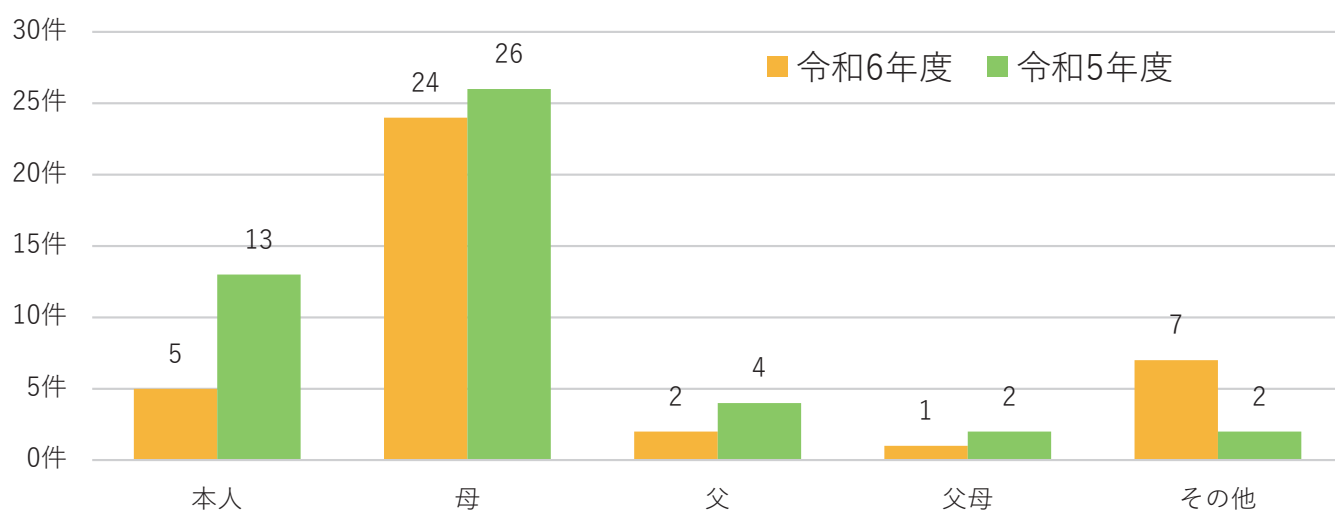
どんな相談内容が多い？



最も件数の多かった内容は、「いじめ」が10件で、「教職員の暴言、威嚇」「家族関係の悩み」が各6件、「学校・保育施設等の指導上・対応上の問題、不満」が4件と続きます。

グラフ 5

どんな関係の人からの相談が多い？



「母親」からの相談が24件と昨年度同様に最も多く、次に「本人」が5件となりました。
※「その他」は、教職員・支援者・里親・親族(父母以外)など

5 令和6年度 相談事例

※令和6年度中に、当委員会に寄せられた相談をもとに本人の了解を得て個人が特定できないよう一部修正を加えています。

事例1

事案内容

中学校に通う生徒Aさん。どこに行っても周囲と孤立し、なかなか友だちができない。心を許せる友だちが欲しい。以前は、担任や保健室の先生に相談をしていたが、今は先生も忙しいと思い相談できない。学校で配布された権利擁護委員会のリーフレットを見て連絡しました、と言うAさんからの電話で相談がはじまりました。

対 応

複数回の面談で学校の様子、家族のこと、自分が誰かに必要とされているという気持ちを満たすために友だちが欲しいという思いに傾聴しました。Aさんが紡ぐ言葉から「どうなりたいのかな」を拾いながら、その都度できることを一緒に考える機会を共有しました。次の面談までにAさんが挑戦してみたいと思う目標を確認し、振り返りながら、本人の成長を見守りました。委員から「自分の存在が周囲に迷惑をかけていると感じたときがあった」「そこまで自分を追い込んではいけないことに気づくのは卒業後になるかもしれないけど、その経験は将来に活きるよ」「あなたの優しさは長所、それを伸ばすために力をつけてほしい」との言葉が伝えられ、Aさんは「大学に進学し、人にものを教える仕事につきたい」「学校の先生になりたい」と、将来の夢を話してくれました。

その後、Aさんは3年生に進級しました。メールなどのやり取りを経て「親友までの友だちをつくることは難しいと思うけれど、教科係と一緒にやろうと誘ってくれる子や、挨拶してくれる子もいて、不安な気持ちもあるけど頑張ります」との連絡がありました。

結 果

1年後の春、Aさんから届いたメールに3年生では特にトラブルもなく過ごせたこと、親友はできなかったけど人間関係は改善できたこと、そして、第一志望の高校に合格できたことが綴られていました。出会いからの2年間、そこには常に、なりたい自分を描きながら前を向き続けるAさんの姿がありました。その心のありようは『自分らしく成長する』子どもの権利条約第6条が伝えるメッセージと重なり合う感覚がありました。

事例2

事案内容

Bさんは小学校6年生。同じクラスのCさんに、「パンツ何色?見せろや」と言われ、公道でズボンを無理矢理下ろされたり、掃除の時に「死ね」と暴言を吐かれたことに傷ついていました。また、仲の良い子がいじめられているのをかばったら、Bさんが標的になって叩かれたこともありました。保護者を通じて権利擁護委員会に相談があり、委員と相談員がBさんの話を聞きました。

対 応

Bさんは、相談室にやってきて、その時の様子を具体的に話してくれました。委員に正確に事実を伝えたいという気持ちが伝わってきました。そして自分自身でも学校の先生に相談したこと、いじめた子どもたちに学校が厳しく対応してくれたことも教えてくれました。Bさんは学校が好きで、先生たちへの信頼があることが察せられました。

(次ページへ続く)

「Cさんを許したけど、許したくない気持ちもある。でもCさんも自分も、みんな平等だから、相手の人生を壊したくない。いじめを完全になくすことは出来ないかもしれないけれど、僕のような経験をして欲しくない」と言い、Cさんを責める気持ちを抑えて、「僕もしんどいけど、他人を大事にしたい、人を助けたい」と話してくれました。

結 果

Bさんの正義感に共感した委員から、「Bさんは私たちの仲間だと思う。人を助けたいという思いは同じ」「私たちは学校へ行ってBさんの気持ちを伝えることができる。Bさんはどうしたい？」と聞いたところ、「ちょっと助けて欲しい。暴れる子たちを落ち着かせて欲しい。でもその子たちを邪魔者にはしたくない」という返事でした。

そこで、Bさんの思いを受けて委員と相談員は学校訪問をしました。学校は子どもたちへの指導、Bさんのケアにすでに取り組んでいました。権利擁護委員会は学校訪問の報告とともに、「私たちも仲間だと思っている」という先生の言葉をBさんに伝えました。

事例3

事案内容

Dさんは中学校3年生。学校で普段、接点のない同級生2名がDさんの顔写真を無断で使い、動画作成アプリで本人を嘲る内容の動画を編集・作成し、5月頃からそれを意図的にグループラインで拡散していました。Dさんは11月頃になって動画のことを知ることとなり、見てとても驚きました。そしてそのようなことをした同級生に怒りを感じるより、あきれてしまいました。

対 応

学校長から権利擁護委員会への相談を勧められ、Dさんは相談したいとのメールを送ってきました。そこで、Dさんから詳しく話を聞きました。Dさんは学校から、人権侵害や肖像権侵害にあたるので、加害者を訴えることもできると言われたのですが、その方法が根本的な解決になるのかが分からないと迷っていました。

権利擁護委員会が学校に確認したところ、この事案が明らかになった時点ですぐに加害生徒の指導を行い、保護者にも家庭でのスマートフォンの扱いについて注意をしていました。同じく動画を視聴し、安易に拡散してしまった生徒たちにも教員の前で動画を削除させ、注意を促していました。学校側から加害者からの謝罪を求めるのかとの問いにDさんは、加害者からの形式的な謝罪では、SNSによる課題は、今後も繰り返されるのではないかと思います。

そこで、権利擁護委員会と話を進めていく上で、全校生徒の理解を深め、適切な使用をするような指導が効果的な対策になるのではないかと考え、意見表明することにしました。

結 果

Dさんは、学校に何かが起きた時だけの一時的なものではなく、SNSの正しい知識や認識を生徒全員が持てるよう、長期的な指導や注意喚起を求めました。学校は、加害生徒への継続的な指導や生徒全体への啓発を促すための研修を実施していくとの本人の希望を受け入れました。

Dさんは、今高校生になり、充実した学校生活を送っています。また、権利擁護委員会の行事にも積極的に参加し、意見を述べるだけでなく、子どもたちのよきリーダーになっています。



言うてええねん!



活動報告会の開催



令和6年度 活動報告会

日 時 令和6年11月23日(土・祝) 午後1時30分～3時30分

テ ー マ 「子どもの声を社会へ」

参加者数 28名

当委員会の開設から4年目を迎え、第3回目となる活動報告会を開催しました。「子どもの声を社会へ」をテーマに、言うてえねん会議の動画紹介・保育所の入所決定手続きに関する提言報告・インクルーシブ教育等調査報告など、令和5年度に行ってきた当委員会の活動内容について報告を行いました。当日は、松本市長も駆けつけてくださいました。



みんなのサマーセミナーに参加



みんなのサマーセミナー2024

日 時 令和6年8月3日(土) 午前11時10分～12時

テ ー マ 「どんな気持ちやのん？」

参加者数 11名

古川委員が、サマセミのセンセイとして園田学園大学の教室で授業を行いました。テーマは「どんな気持ちやのん？」自分の気持ちや相手の気持ちを理解し、適切に表現できる力を高める授業でした。たくさんの子どもの感情を表したイラストをもとに、どのような気持ちかを想像し、すごろく等のゲームをしながら、みんなでわいわい楽しく交流することができました。



※「みんなのサマーセミナー」について

「誰でもセンセイ、誰でもセイト」が合言葉の夏の学びの祭典。大人も子どもも関係なく、まちの人が自分の好きなことや得意な分野でセンセイになり、誰でもその授業を受けることができます。



【第 2 回】

日 時 令和6年4月27日(土) 午後1時30分～2時30分

テ ー マ 「学校にこんな居場所があったらいいな～こんな学校だったらいいな～」

【第 3 回】

日 時 令和6年7月13日(土) 午後1時30分～2時30分

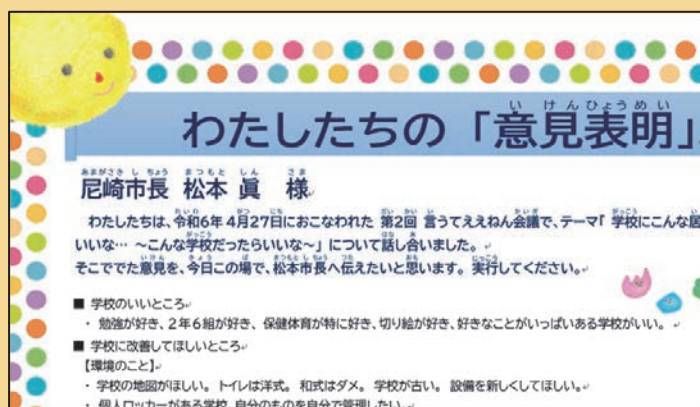
テ ー マ 「こんな人生おくれたらいいな…」

【第 4 回】

日 時 令和7年3月1日(土) 午前10時～12時

テ ー マ 「私たちのチームネームを一緒に考えてね」

ふだん思っていること、伝えたいことを子どもたち自身で発表し合うイベントを令和6年度は3回開催しました。また、第2回の会議で出た学校環境や校則等への要望を実行してもらうよう、子どもたち自らが松本市長に対して意見表明を行いました。



※「言うてええねん会議」について

委員会として年に1度、1年間の活動実績を報告する「活動報告会」を実施してきましたが、その内容が子どもにとっては難しかったため「子ども向けの活動報告会」を実施しようということになり、子どもの権利についての子どもたち向けの周知啓発活動として、また、子どもアドボカシー活動（子どもの声をしっかり聴き、子どもの意見表明を支援する活動）の1つとして「言うてええねん会議」を実施することとなったものです。

その他



- ・イベントへの参画や研修会・学習会を開催し、子どもの権利の啓発等を行いました。
- ・インクルーシブ教育に関する理解を深めるため、市外の学校を訪問しました。
(能勢町立能勢ささゆり学園・茨木市立太田中学校)
- ・子どものための権利擁護委員会のチームネームをホームページ等で募集しました。
(令和7年8月からあまっこけんりまもりたいとして活動)

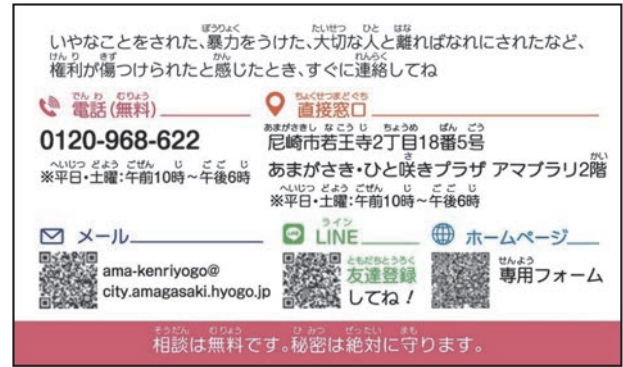
周知物の配布



カード



(表面)



(裏面)

リーフレット

A4両面刷り・巻き三つ折り



(表面)



(中面)

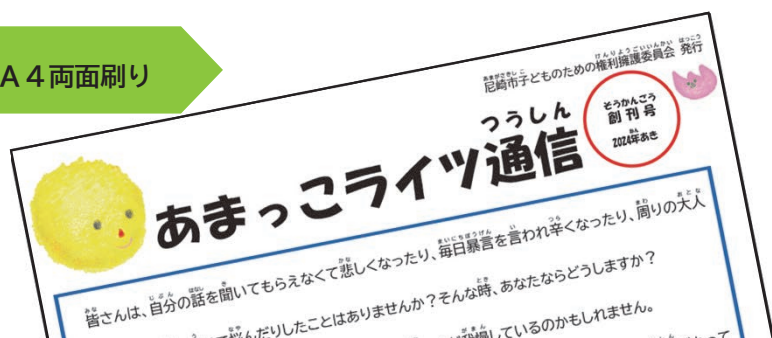
カード・リーフレットの配布先

小学校(公立41・私立1)、中学校(公立18・私立2)、高等学校(公立11・私立2)
特別支援学校、幼稚園、保育施設、関係機関、市民利用施設 など

※外国語対応として、英語版・中国語版(簡体字)・ベトナム語版のリーフレットを作成し、ホームページに掲載しました。

あまっこライツ通信

A4両面刷り



「子どものための権利擁護委員会」の活動内容の周知や「子どもの権利条約」の啓発を行うために、市内の小学校5年生～中学校3年生を対象に通信を配布しました。

7 みなさんへ伝えたいこと

委員長 曾我 智史



最近、いろいろな場面で地域の子どもたちと直接接する機会が増えました。私は、いつも、“私と出会う子どもたちは、私に対してどのように思うだろう”と気にしています。私にとって、子ども支援というのは、この連続です。私は、目の前に相談に来てくれている子どもには、私がつけている知識や経験をできる限り提供しようと考えながら、子どもの話を聴いています。私自身に不登校経験があることもあり、困っている子どもがいたら、全力でなんとかしなければいけないと思う自分があります。「子どもたちが本来持っている解決力を引き出すために、私は何ができるだろうか、私は何をどこまですべきだろうか」という問いは、子ども支援に関わる活動を続ける限り、永遠のテーマなのかもしれません。

私自身は、職業人としては、少年非行をきっかけに子ども支援に携わってきました。振り返ると、解決の筋道は、子どもとの対話のプロセスにあり、子ども自身が自ら見出していったという実感です。なので、私は、子どもから教えられることが多いのです。いつもよい出会いをありがとうございます。



副委員長 吉池 毅志

もし、子どもが大人たちに愛想をつかして、この世界から出て行ってしまったら、大人たちは後悔することでしょう。あきらめた子どもがいます。傷ついて、信じられなくなって、望みがなくて、世界から出て行ってしまった子どもがいます。一年で529人の子どものがこの世界から出て行きました。「ちゃんと話を聴いておくべきだった」と、過去から学ばなかった大人たちは、いつも反省しています。戦場ではないはずの国で、生きられない苦しさの中で、子どもたちが生きています。そして、子どもが出会っている辛い世界に気づいたら、教えてもらえたらと、過去を忘れない大人たちが集まっています。

「他の子どもと違ってから、こっちに入って」と、大人に決められた子どもがいます。大人だけで「あなたの最善の利益」だと、自分抜きで決められた子どもがいます。子どもの力では言い返せない説明を受けた子どもがいます。子どもは悔しくて、黙っています。怒っています。言葉にできなくて、行動を間違えてしまって、更に叱られてしまう子どもがいます。一生懸命伝えたのに、親や先生やコーチに相手にされなかった子どもがいます。子どもの声を聴いて「子供扱い」する大人がいます。「子供扱い」は人を軽く扱うという意味です。子どもの権利条約は、子どもを一人の人として認め、大人よりも軽く扱うことを差別として禁じています。「子供よりも、大人の方が正しい」というアダルトイズムを否定します。一人の子どもには「私の人生」という一つの世界があり、子どもは一つの世界の統治者です。大人の「良かれ」と思う考えについて、わかるように表現してもらえ権利があります。考えて決める時間や、それまで急かされずに待ってもらえ権利があります。

子どもの声をちゃんと聴ける大人が1人、10人、100人と増えたなら、生きられる世界で、子どもは生きて、大人になっていきます。出会いが希望となる場と世界を共に作りましょう。



「困っている」「助けてほしい」というのは大切なメッセージ

もっと大切なことは、子どもたちからのそんなメッセージを受けとめる大人が、傍に居ることだと思います。

私自身は、高校の教員として入職してから、子どもの教育に関わる仕事をしてきました。

子どもたちが成長する中で、頑張っていたり、強くなった姿を見ると、教員は嬉しくなったり、ホッとします。それは、自然の営みであり、だからこそ教員という仕事にやりがいを感じることに繋がります。しかし、教員として、子どもたち一人ひとりとじっくり向き合ったら、頑張りや強さを表現してなくて、じっと静かに我慢している子どもたちが居ることに気づきます。いや、正直なところ、自分自身も100%気づけたとは言えないのが反省でもあります。要するに、ちゃんと見ようとしないと見えないのです。「じっと静かに我慢している」ことが、どれほど頑張っていて、強いことなのかを、教員は常に意識しておくことが大切です。そんなことを、教員養成課程をもつ大学に勤務していたときは、学生たちに話していました。今、振り返って、この「教員は」を「大人は」に置き換えるといいなと思っています。

子どもたちが、「困っている」とか「助けてほしい」というメッセージを安心して発信できる環境を整えることは、大人の責任だと言えます。尼崎市子どものための権利擁護委員としての活動が、そんな大人の責任を果たしていくための一つになっていければいいなと考えています。この一年間の自分自身を振り返り、できていなかったことを反省しながら、また前に進んでいきたいと思っています。そうして、この活動を通して、子どもたちの「困っている」「助けてほしい」をさらに受けとめていきたいと考えています。



専門委員 幾田 喜憲

私は約40年に渡り教育畑の仕事をしてきましたが、その最後の3年間ほど、幼稚園に勤務しました。幼稚園の毎日は、楽しく驚きの連続でした。それは、子どもたちの4歳～6歳の成長を目のあたりにすることができる喜びでした。もちろん個人個人の成長もありますが、友だちとして、集団としてのたくましく、めざましい成長を日に活動の中で感じ、理解することができました。

こんな事例を思い出しました。園庭で遊んでいる子どもたちが2人になり、5人になりだんだん集まって何かさかんに話しています。ちょっと遠くからきき耳をたてているとどうも「鬼ごっこ」の事ようです。「そっち行ったらあかん」「しっぽとられたら帰ってくるんやで」等、鬼ごっこの中でも『しっぽとり鬼ごっこ』のようです。先生の指示ではなく自分たちでルールを決めているようです。こまかく上手に皆で遊べるように考えていることに驚きました。自分たちで作ったルールなのでしっかり守ってより楽しそうに見えます。その日はたまたまうまくいきましたが話し合いは往々にして決裂する時もあります。そんな時にも先生はじっと見守っています。すぐに指示するのではなく子どもたちの発想に注目しじっと待っている様子がよく見られました。子どもたちの可能性を楽しみとして聞き、共感し、その相談にのり、さりげなく励ます姿が日々、印象的でした。幼稚園では、個人→2～3人→集団という成長を多く体験して成長していきます。園児たちは、ひとり遊びから友人を作り、集団での遊びを通してルール作りや協力し、助け合って事をやりとげる体験を味わっていました。その積みかさねで成長し他の人と関わる力をつけていきました。

以前読んだ本で今も題名だけは忘れずにいる本があります。『人生に必要な知恵はすべて幼稚園の砂場で学んだ』というエッセイ集です。内容はうろおぼえですが、この題名と一つの言葉は強く心に残りました。それは『何でもみんなで分け合うこと』という言葉でした。幼稚園では目の前の物だけではなく、楽しいこと、うれしいことはもちろん、けんかの怒りも悲しいことも、しんどいことも子どもたちはみんなで分け合ってすごしていました。まさに、「みんななら、喜びは倍に、悲しみは半分に」でした。子どもたちと毎日生活する中で私も、分け合う仲間に入れてもらうことができ、楽しく充実した日々を送ることができました。

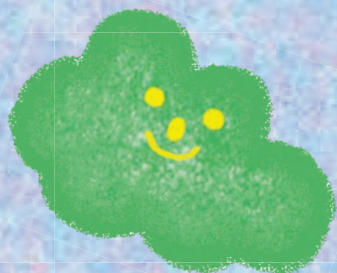
(次ページへ続く)

さて、ふり返って、子どもたちを取りまく現在の環境はどうでしょうか。望む情報は個人で集めることができ、完結するように見える世の中です。ますます個人がこもりがちになっているように思えます。個人→友人→集団の成長の構図がどこか抜け落ちているように感じられてなりません。子どもたちは誰かと感情をともにし、分け合うことはできているのでしょうか。分け合うことは何かが減るのではなく増えることを実感してほしいと思います。顔を見て、声を聞いて、何げない動きの中にもそれぞれの考えを出し合いませんか。悩み、楽しみ、お互い話せる友人を作りませんか。私たち「あまっこけんりまもりたい」は子どもたちとともに話し合える友人になりたいと思っています。みなさん、会って話をしませんか。



相談員 内田 扶喜子

「私たちのことを、私たち抜きに決めないで (Nothing about us without us)」というのは、障害者の権利を語る時に必ず出される言葉ですが、子どもの権利についても同じことが言えると思います。子どもの権利条約の基本原則4つのうち、12条の意見表明権を一つの力として、尼崎の子どもたちの声を受け止め、その声に回答して動く大人であり続けたいと思っています。



相談員 西村 恵子

目まぐるしく変化する時代の中で、子どもたちはこれからたくさんの経験をして学び、成長していきます。その中では、様々な課題に直面することでしょう。私たち大人の役割は、子どもが自分で考えるために、どういったことが必要なのか、話をよく聞き、ともに悩み、考え、決定の手助けをすることで、子どもの権利を保障していくことだと思います。

「あまっこけんりまもりたい」ではあなたの声を聴き、「困った」について一緒に考えます。ぜひ話を聴かせてくださいね。



相談員 佐々木 裕子



弱音を吐いてええねんで。我慢しないでええねんで。みなさんの色々な気持ちを聞かせてください。心の中にある「もやもや」が、少しでも軽くなるように、私たちとお話ししませんか。迷いのこたえが見つかるように、一緒に作戦会議をしましょう。

『あまっこけんりまもりたい』のメンバーは、全員みなさんの味方です。チームがひとつになって『子どもの最善の利益』をまもります。



相談員 関 夕起子



子どもたちの声には、その子だけの想いが宿っていると感じています。私はその小さな想いに静かに耳を澄まし、安心して気持ちを言葉にできる関係を大切にしています。

子どもの権利条約の理念を広めながら、社会の中の見えにくい課題にも目を向けて、子どもたちが自分らしく生きる力を育めるよう、心を込めて関わるように努めています。是非、みなさんの声を聴かせてくださいね。

困ったときのあなたの切り札

いやなことをされた、暴力をうけた、大切な人と離ればなれにされたなど、権利が傷つけられたと感じたとき、すぐに連絡してね。

尼崎市内に在住・在勤・市内の学校などの子ども施設に在籍するおおむね18歳までの子どもが対象です。(※保護者等からの相談も受け付けます。**相談は無料です。**)

■ 電話 0120-968-622 (※**無料**でかけられます。)

■ メール ama-kenriyogo@city.amagasaki.hyogo.jp

■ LINE 友達登録してね。

■ ホームページ (専用フォーム)

■ 直接窓口



所在地: ☎661-0974

尼崎市若王寺2-18-5 あまがさき・ひと咲きプラザ内
アマブラリ2階

アクセス: 徒歩…阪急園田駅から約15分、JR塚口駅から約20分

阪神バス(尼崎市内線11番)…阪急園田駅(南)から百合学院下車

JR尼崎駅 (北)から百合学院下車



※1 電話と直接窓口の受付時間は、月～土曜日(祝日を除く)
午前10時から午後6時までです。

※2 メール、LINE、専用フォームは24時間受け付けていますが、
回答や対応は、翌日以降になる場合があります。

発行: 尼崎市子どものための権利擁護委員会

尼崎市こども青少年局 こども青少年部 こどもの人権擁護担当

電話: 06-6409-4723 FAX: 06-6409-4715